

令和8年 第5回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和8年5月26日（火）午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
欠席委員
なし
出席事務局
鈴木管理課長、岡田管理課長補佐、川上指導室長、川井田社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長、片岡係長
欠席事務局
なし
- 4 会議録署名委員： 宮田委員
前回署名： 吉田委員
- 5 傍聴人 長吉 ほのか

議事日程

令和 8年 5月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 9号	専決処分事項の報告について (令和7年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算について/3月31日付)
5	報告第10号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について/5月1日付)
6	議案第21号	弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について
7	議案第22号	議会の議案についての町長への意見の申出について (令和8年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算関係)

会議内容

【開 会】

鈴木課長：ただ今より、令和8年第5回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長よりご挨拶申し上げます。

岩原教育長：おはようございます。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、大変、ありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和8年第5回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長：日程1 会議録署名委員の指名につきましては、宮田委員にお願いしたいと思
います。

前回の教育委員会での会議録の承認につきましては、吉田委員にお願いしてお
りましたが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長：日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りといたしたい
と思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：異議なしということで、会期は、本日1日限りといたします。

岩原教育長：日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明いたしますので、お
手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

- 4月21日（火） 中心市街地複合施設建設工事安全祈願祭
第4回定例教育委員会
文化協会定期総会
- 4月22日（水） 屈斜路オープンウォータースイミング大会実行委員会総会
スポーツ合宿誘致委員会総会
- 4月24日（金） 弟子屈町交通安全運動推進協議会総会
管内スポーツ推進委員協議会総会
管内社会教育委員連絡協議会総会
- 4月27日（月） 屈斜路コタン地区整備事業調査プロジェクト会議
高校配置計画地域別検討協議会
- 4月28日（火） 第4回臨時町議会
職員研修委員会
- 5月1日（金） 地域おこし協力隊着任式
- 5月7日（木） 弟子屈町教育研究所運営協議会
玉川大学教授来庁
- 5月8日（金） スポーツ推進委員協議会

5月9日（土） 弟子屈中学校修学旅行札幌チカホ PR 激励
 5月11日（月） 弟子屈小学校ヒグマ教室
 5月12日（火） 和琴小学校地震津波防災研修
 川湯小学校100周年記念木育植樹事業
 初任段階教職員（1年次・2年次）研修会
 アイヌ文化振興施策打合せ
 5月13日（水） 公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会
 生きがい講座弟子屈学級
 文化スポーツ少年団本部総会
 5月14日（木） 生きがい講座川湯学級
 町PTA 連合会総会
 5月16日（土） 公民館講座「硫黄山トレッキングツアー」
 着衣水泳及び水難事故講習会
 5月18日（月） 北海道町村教育委員会連合会総会 金井職務代理者出席
 弟子屈地区学校運営協議会
 5月19日（火） アイヌ文化振興寄付金受納
 第2回連携校長会議
 学校給食センター運営委員会
 5月20日（水） 釧路地方広域スポーツセンター協議会総会
 未来こども協議会定期総会
 美留和小学校運営協議会
 5月21日（木） 第2回連携教頭会議
 教頭会職能研修会開講式
 社会教育委員の会議・公民館運営審議会
 5月22日（金） 議会運営委員会
 第1回町教育研究大会
 課長会議
 5月23日（土） 公民館講座「釧路川源流カヌー体験」
 5月24日（日） 第46回少年の主張弟子屈大会
 文化協会春のまつり
 5月25日（月） 生徒指導連絡協議会総会・担当者研修
 5月26日（火） 第5回定例教育委員会
 教育長日記 4件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
ありませんか？

岩原教育長：よろしければ、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：報告第9号「専決処分事項の報告について」を、議題といたします。

本件は、3月31日付けの「令和7年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」であります。

事務局より、説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました報告第9号について、ご説明させていただきます。この度の令和7年度の補正予算につきましては、来月6月2日から始まる町議会定例会におきまして、3月31日付けの専決処分事項として報告されるものであり、本日の定例教育委員会におきましても、専決処分事項としてご承認をいただきたく、報告するものであります。

今回の補正予算につきましては、全体的に予算の不要削減が主な内容となっております。

それでは、報告第9号のページをお開き願います。

報告第9号「専決処分事項の報告について」下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。以下、省略させていただきます。次のページをお開き願います。専決処分書につきましては、記載のとおりであります。

まずは管理課所管分からご説明をいたします。

補正予算書の表紙の次の次ページ、1ページ目をお開きください。繰越明許費の補正となります。表の最下段、10款 教育費 2項 小学校費において、弟子屈小学校遊具更新事業の予算を令和8年度に繰り越しいたします。

続きまして2ページ目をお開きください。歳入予算となります。

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 6目 教育費国庫補助金 1節 教育総務費補助金 学校施設環境改善交付金に45千円を増額し、交付決定額を4,577千円としました。これは先ほどご説明した、弟子屈小学校遊具更新事業の国庫補助の事務費増額分となります。続きまして、6ページ目をお開きください。歳出予算となります。10款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費では、教育委員の皆さんの報酬や教育長の人件費などを計上し、今回は退職手当組合負担金に不足が生じたので、18 負担金、補助金及び交付金で200千円を増額いたします。

続いて、2目 事務局費には、教育委員会事務局職員の人件費や、各種団体への補助金、スクールバスや公設民営塾の委託費用などを計上しております。ここについては、語学指導助手の車両燃料費、部活動地域移行に係る費用、スクールバスの費用などの執行残に伴う不要額の削減です。1 報償費では171千円、8 旅費では、264千円、10 需用費では、449千円、12 委託料では1,374千円、18 負担金及び補助金及び交付金では、471千円を減額いたします。

続いて 8ページ目をご覧ください。3目 財産管理費は、教職員住宅管理に関する予算となっております。浄化槽の点検費用の執行残に伴う不用額の削減として11 役務費で56千円を減額いたします。

続いて、その下段、4目 学校保健費には、児童生徒や教職員の健康診断にか

かる費用や、学校医などに対する報酬などを計上しており、教職員の健康診断費用の執行残に伴う不用額の削減として、１２ 委託料において、７７４千円を減額いたします。

続いて、９ページ目の２項 小学校費をご覧ください。１目 学校管理費は、各小学校で勤務する公務補や事務生に係る人件費、各学校で使用する消耗品、暖房費や光熱水費、電話料などの通信費、学校施設に対する保守点検業務や、修繕費用、改修工事など、学校の維持管理に関する予算となっております。補正内容について、先ほど歳入でご説明した、国庫補助の事務費増額分の４５千円を歳出においても同様に需用費において、計上しております。これ以外は、電気代や電話代の執行残に伴う不用額の削減として、１０ 需用費では１，５０６千円、１１ 役務費では８７千円を減額いたします。続いて、２目 教育振興費は特別支援教育支援員の人件費、教材購入のための消耗品費、学校図書などを揃える備品購入費、小学校へ入学する児童への祝品や、就学援助などの予算となっております。

こちらは、特別支援教育支援員の人件費、スキー授業のリフト券、就学奨励費、要保護、準要保護児童援助費の執行残に伴う不用額の削減として、１ 報酬では１，２４０千円、３ 職員手当等では１，８２３千円、８ 旅費では１５５千円、１１ 役務費では６２千円、１３ 使用料及び賃借料では、７１千円、１９ 扶助費では５４０千円をそれぞれ、減額いたします。

続いて、１ページ飛ばして、１１ページ目の３項 中学校費をご覧ください。

１目 学校管理費は、先程の小学校費と同様、公務補などに係る人件費、暖房費や光熱水費など、学校の維持管理に関する予算となっております。

こちらでは、小学校費同様に消耗品、重油・灯油代、電気代、電話代のほか、川湯中学校の芝刈機購入、ネットワーク統合業務に係る執行残に伴う不用額の削減として、１０ 需用費では２，０２６千円、１１ 役務費では６９千円、１２ 委託料では１３５千円、１７ 備品購入費では、４４千円を減額いたします。

続いて、その下段、２目 教育振興費では、特別支援教育支援員の人件費や教材購入のための消耗品費などの予算で小学校費と同様の内容です。補正内容についても小学校費と同様で、特別支援教育支援員の人件費、教材等の費用、就学奨励費、要保護、準要保護生徒援助費の執行残に伴う不用額の削減として、

１ 報酬では４４６千円、３ 職員手当等では３６６千円、７ 報償費では７７３千円、次ページをお開きください。８ 旅費では６４千円、１０ 需用費では９０千円、１１ 役務費では４０千円、１８ 扶助費では１，４０２千円を減額いたします。

以上、簡単ではありますが、管理課所管分の説明とさせていただきます。

金須補佐 : それでは、社会教育課に係る、専決処分事項について、ご説明申し上げます。議案書の４ページをお開き願います。歳入で２１款 諸収入 ５項 雑入 ５目 雑入で、スポーツ振興くじ助成金で、屈斜路湖オープンウォータースイミング大会に係る補助金の額の確定に伴う２５７千円の減額補正となります。次に５ページ２２款 町債、１項 町債、８目 教育債、１節 社会教育債で

3, 400千円の減額補正です。生涯学習バスの運行にあたり当初、過疎債の充当を見込んでおりましたが、他の事業により起債額が上限に達したため、起債決定額はゼロとなります。

次に、13ページ 歳出 になります。10款：教育費、4項：社会教育費、1目、社会教育総務費では、生涯学習バス運行に係る過疎債の充当不足分を一般財源に財源変更しております。

次に、4目資料館管理費では、アイヌ民族資料館管理及び改修事業に係る報償費・旅費についての不用分の減額補正となります。

14ページ、1目：保健体育総務費、10節：需用費と、次に7目：プール管理費、1節：報酬、3節：職員手当等では、不用分の減額補正となります。

以上、簡単ではありますが、社会教育課分の専決処分の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

坪井副所長：続きまして、給食センター分について、提案理由をご説明させていただきます。議案書14ページをお開きください。右側の説明欄に沿ってご説明いたします。001 学校給食センター管理運営、10 需用費光熱水費につきましては、令和7年度の執行残310千円を減額するものであります。減額の理由につきましては、想定よりも電気代がかからなかったことにより、減額するものであります。以上、給食センター所管分の専決第9号の報告とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。ないようなので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第9号「専決処分事項の報告について／令和7年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を、承認いたします。

岩原教育長：報告第10号「専決処分事項の報告について」を、議題といたします。

本件は、5月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。

なお、内容が「教育委員会に関連する 附属機関の構成員の 人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則 第15条」により、秘密会といたします。それでは、傍聴の方は、退席をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。それでは、傍聴の方の、退席を解除いたします。

岩原教育長：それでは、報告第10号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を、承認いたします。

岩原教育長：議案第21号「弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について」を、議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

坪井副所長　：ただいま、上程のありました議案第21号について、提案理由をご説明いたします。議案第21号のページをお開きください。

議案第21号弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について、弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱を、別紙のとおり制定するものとする。

以下、省略いたします。

議案書1ページをお開きください。併せて参考資料5ページの下段概要2をご覧ください。

この制度は、非喫食者支援及びその保護者を対象とした金銭給付を行う事業を実施するものです。給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて、学校給食費相当額の金銭給付を行うものがあります。やむを得ない事情とは、重度のアレルギー又は宗教上などの配慮が必要な場合を想定しております。

それでは、要綱についてご説明いたします。

第1条の趣旨では、やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食できない重度の食物アレルギーその他の疾患、宗教上などの配慮が必要である場合により、学校給食の代替として弁当対応をする児童生徒の保護者に対し、弁当対応に要する費用を支給するものです。このことにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食費の無償化による学校給食の提供を受ける児童生徒の保護者との公平性を図るためであります。

第2条の定義では、弟子屈町立学校設置条例に基づく弟子屈町立学校が対象で、学校教育法に規定する保護者、学校給食法に規定する学校給食の1日における全ての飲食物の代替食がお弁当を持参している児童生徒で、食物アレルギーに関する医師の診断書を提出してもらいます。また、宗教上などの理由により給食を喫食できない児童生徒に対しても弁当対応に要する費用として、保護者に支給します。

第3条の給付金の支給対象者は、弟子屈町立学校に在籍し、やむを得ない事情により給食を喫食できず弁当対応となっている児童生徒であります。区域外就学をする者は、対象外でございます。

第4条の給付金の額は、弟子屈町学校給食の取扱いに関する規則に規定する額とし、現在の給食費の額は、小学生1食325円、中学生370円です。参考までに高校は、310円です。

第5条の給付金の申請では、毎年5月末までに弟子屈町学校給食費相当額給付金支給申請書に、医師の診断を受けた食物アレルギーの種類が分かるものを、提出することとしております。また、宗教上などの理由については、給食申込書及び聞き取り調査で判断したいと思っております。

第6条では、給付金の支給決定。

第7条は、給付金の支給申請内容の変更で、アレルギー症状の改善や転出などを想定しております。

第8条は、給付金の支給で、9月と4月に年2回支給します。ただし、転出した場合は、都度精算いたします。

第9条は、給付金の支給決定の取消しで、虚偽の申請その他不正な手段により、支給の決定を受けたと認められるときです。

第10条は、給付金の返還となっております。

附則といたしまして、施行は5月26日で、適応は令和8年4月1日からいたします。また、議案書3ページから8ページまでは、申請書類などとなっておりますので、後ほどご覧ください。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

菅原委員：これは今現在、進んでいる事業でしょうか？対象者はいるのでしょうか？

坪井副所長：対象者は1人で、重度のアレルギーをお持ちの方です。

岩原教育長：アレルギーが一部だけで喫食できない児童もいますが、それは対象外となっております。

菅原委員：対象児童には牛乳を含め、給食は一切、提供しないということでしょうか？

坪井副所長：そのとおりです。

岩原教育長：ほかにございますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようでしたら承認してよろしいでしょうか

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第21号「弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について」を、承認いたします。

岩原教育長：議案第22号「議会の議案についての町長への意見の申出について」を、議題といたします。本件は、「令和8年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」であります。それでは事務局より、説明をお願いします。

岩原教育長：それでは事務局より説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました議案第22号について、ご説明させていただきます。本件は、令和8年度弟子屈町一般会計補正予算の教育費に関するもので、来月6月2日から始まる町議会定例会において、ご審議いただくものとなっております。それでは、議案第22号のページをお開き願います。

議案第22号「議会の議案についての町長への意見の申出について令和8年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算関係」

地方教育行政の組織及び運営に関する法第29条の規定に基づき、町長から意見を求められたので、異議なしとして、原案に同意する。

以下、省略させていただきます。

予算のご説明に入る前に、これまでと議案内容が変更したことについて、簡単

に触れさせていただきます。本年3月にご提案しました、弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部改正の際にご説明したとおり、法律の規定に合わせて、予算や条例改正など、町議会の議決を要するものの中で教育委員会に関係する案件については、あらかじめ町長が教育委員会に対し意見照会をし、それに対し教育委員会が、町長に意見を述べる形に変更させていただきました。よって、このたびの6月補正予算から、町長へ意見を申し出る議案に変更いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の内容について、まずは管理課所管分についてご説明いたします。補正予算書の4ページ目をお開きください。

歳出予算として、10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費についてです。一番右側の説明欄をご覧ください。008 高等学校生徒活動支援において、08旅費を157千円増額し、その分10 需用費を157千円減額しております。これは、地域おこし協力隊の移動に係る旅費が必要となりましたので、予算を組み替えるものとなっております。

続いて、次ページをお開き願います。2目 教育振興費についてです、一番右側の説明欄をご覧ください。

003 要保護・準要保護児童援助においては、19 扶助費を2,683千円減額しております。これは、後ほど給食センターよりご説明がありますが、国費による小学生の給食費無償化に伴いまして、これまで準要保護児童の給食費分をこの科目から給食センターへ支出していた予算が不要となりましたので、減額するものとなっております。

以上、簡単ではありますが、管理課所管分の説明とさせていただきます。

片岡係長 : それでは、社会教育課の補正予算について、ご説明申し上げます。はじめにアイヌ民族資料館の補正予算について説明いたします。議案書の予算書1ページをお開き願います。歳入になります。15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、6目: 教育費国庫補助金の、アイヌ政策推進交付金につきまして、この後説明いたします、台湾交流事業実行委員会に対する補助金の増額補正に伴い2,400千円の増額補正となります。

次に、歳出になります。6ページをお開き願います。また参考資料6ページも併せてお開き願います。4目 資料館管理費、10節 需用費では、アイヌ民族資料館の入場券の不足が生じることが予想されるため、増刷分の印刷製本費、38千円の増額補正となります。12節 委託料では、アイヌ民族資料館の改修に伴う建設予定箇所の地質調査業務のため、2,747千円の増額補正を計上しております。18節 負担金、補助及び交付金では「台湾交流事業実行委員会補助金」として、3,000千円を増額補正しております。この理由としましては、中東情勢の影響に伴う各種経費の高騰、霧台郷（ムータイゴウ）からの要望に伴う日程の変更、事業参加者の増加に伴うものとなります。

以上、アイヌ民族資料館に係る補正予算の説明とさせていただきます。

金須補佐 : それでは、社会教育課の補正予算について、ご説明申し上げます。議案書の

予算書3ページをお開き願います。

歳入21款 諸収入、5項 雑入、5目 雑入で、スポーツ振興くじ助成金では、毎年8月に行われる屈斜路湖オープンウォータースイミング大会に係る経費1,510千円と、備品購入として修武館の柔道用畳を更新する経費3,524千円で合計5,034千円をスポーツ振興くじに申請し、交付決定されたことによる増額補正となります。

次に、歳出になります。6ページをお開き願います。

2目 公民館費、10節 需用費の修繕料では、公民館1階男子トイレのウォッシュレット修繕48,950円、公民館事務室漏水修繕148,500円計198千円の増額補正となります。

次に、7ページになります。1目 保健体育総務費、18節 負担金補助及び交付金で歳入でも説明しました、スポーツ振興くじ助成からの助成分と、totoの補助対象外経費の支援分として300千円を補正し、合計1,810千円を大会の実行委員会へ補助金として支出する補正予算となっています。

次に、2目 体育施設費、17節 備品購入費では、歳入でも説明しました、修武館の柔道用畳を更新する経費4,406千円を増額補正しています。

以上、簡単ではありますが、社会教育課分の補正予算の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

小見山副館長：それでは、引き続き図書館所管の補正予算の内容について、ご説明申し上げます。議案書の予算書6ページをご覧ください。

図書館 所管分の歳出予算で、10款 教育費、4項 社会教育費、5目 図書館管理費で、001 図書館管理運営の8節 旅費の費用弁償（通勤手当）22千円の増額補正となります。

内容につきましては、想定していた通勤手当の支給額以上となる図書館バス運転手の採用に伴い、通勤に係る費用弁償を増額するものであります。

以上、図書館に係る補正予算の説明とさせていただきます。

坪井副所長：つづきまして、給食センター分について、提案理由をご説明させていただきます。主な内容は、学校給食費無償化に係る交付金と今年度より給食費を昨年度から比較して35円の値上げによる増額補正が主な内容となっております。

それでは、議案書2ページをお開きください。併せて参考資料5ページをご覧ください。16 道支出金、2 道補助金、7 教育費補助金で、給食費負担軽減交付金10,925千円の増額です。

今年度の新規事業で、北海道市町村学校給食支援事業費交付金（いわゆる学校給食費無償化）であります。目的は、北海道内の市町村が小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の設置者として、学校給食費の負担軽減等を行う事業を実施するために、必要となる経費を市町村に対して交付することで、学校給食の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む市町村への支援を行うことを目的としております。

概要は、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減に関する事業で、

この中に2つの事業があります。1つ目が、今回の補正による学校給食費に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業です。2つ目は、先ほど弟子屈町学校給食費相当額給付金支給要綱でご説明いたしました、学校給食実施校における非喫食者に対する金銭給付を実施する事業となっております。

効果といたしましては、学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援への強化を、するとともに、栄養水準の確保や地産地消の推進など、給食の質の向上に向けた取組を推進することができるとされております。補助率は、国・道それぞれ1/2ずつとなっております。交付対象経費の算定に当たっての「当該年度の在籍児童数」については、当該年度の5月1日の給食を実施している公立の各小学校の在籍児童数の合計から生活保護世帯を除く人数となります。その後の児童数の増減に応じた支援額の加除は行わないとのことです。

概要については、国が示す基準額は、月額5,200円かける11か月で、児童1人あたりの年間額は、57,200円が交付金として入ってきます。本町の学校給食費は、小学生325円かける年間約192食で、児童一人あたりの年間額は、62,400円となり、国との差額は、5,200円で、町が負担する形となります。

対象者は、準要保護・特別支援・不登校など関係なく全児童となります。ただし生活保護世帯は除きます。国から全額町の給食費の実食数で扶助されているためです。10,925千円の積算根拠は、5月1日現在の在籍児童数、190名に補助単価5,200円の11か月分を掛けた10,868千円と非喫食児童1名5,200円かける11か月の57,000円を足して10,925千円となります。

3ページをお開きください。

21 諸収入、5 雑入、20 学校給食費徴収金1,761千円の減額ですが、これは、準要保護児童分で、今まで学校教育係から納付されておりましたが、先ほど申しあげました給食費負担軽減交付金の中に含まれておりますので、減額という形となっております。

議案書の7ページをお開きください。10 教育費、5 保健体育費、4 給食センター費、001 学校給食センター管理運営、10 需用費の賄材料費では、2,673千円の増額で給食費35円値上げした分の積み上げによるものです。19扶助費では、先ほど説明させていただきました、非喫食者支援の児童生徒2名分で、325円かける192食の2名で125千円です。

現時点では、対象者1名ではありますが、転入児童生徒がいた場合を想定しての予算計上となっております。

以上、給食センター所管分の議案第22号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、原案に同意することとしてよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第22号「議会の議案についての町長への意見の申出について」は原案に同意いたします。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項、連絡などが、ありましたら、お願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局からお願いします。なお、本件は「個人の権利を侵害するおそれのある事件に関する事」でありますので、弟子屈町教育委員会 会議規則 第15条により、秘密会といたします。それでは、傍聴の方は、退席をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：他にないようでしたら、秘密会を解きます。それでは、傍聴の方の、退席を解除いたします。

岩原教育長：ほかに事務局からありますか。

鈴木課長：事務局からの連絡としては、お手元に教職員の時間外在校時間の資料をお配りしていますので、少し説明をさせていただきます。今回、令和7年度分の集計が出来ましたのでお示しします。

教職員の時間外における目標は、月45時間以内、年360時間以内としております。1ページの下の方棒グラフは、職員全体の平均の時間外で、45時間は超えておりませんが、2ページの上の折れ線グラフは、月45時間を超える職員の割合で、最も多い月が4月の15.6%となっており、令和6年度においては9月が24.7%でしたので、令和7年度では20%を超える月がなかったことから改善傾向となっております。

また、(2)では、年間360時間を超える教職員が、20人 全体の26.0%で前年比▲5人▲8ポイントとなっており、全職員平均が253.0時間 前年度比50時間の削減となっております。

2ページ下段 4の課題と今後の取組みについて、職員全体では改善傾向にあります。各学校の中心となる、教頭や学校主任クラスのベテランや部活動対応教諭が時間を超過している傾向にあり、今後も更なる改善が必要であります。

また中学校では、現在、中学校部活動の地域移行について、協議を進めており、地域移行が実現した場合、超過時間の減少につながると考えております。

また、今年度から全校に校務支援システムを導入しましたので、これを活用いただき業務の軽減を図ってまいります。

3ページは、小学校・中学校別の過去3年間の状況で、7年度の年間360時間超過、45時間超過している月が6月以上で、5年度、6年度と比較しても減少しております。

この内容につきましては、概要部分を町のホームページで公表して地域の方々に知っていただくよう掲載していきますので、よろしくお願いいたします。
それ以降のページには個人単位の状況を掲載しておりますので、後ほどご確認願います。

最後に、令和8年度6月の主な行事についてです。主な行事は6月2～4日、定例議会の開催となっております。6月は各学校での運動会となっております

6日川湯地区コミュニティ運動会

13日和琴小学校運動会

20日弟子屈小学校運動会

21日美留和小学校運動会

27日海の子山の子交流事業で、今年度は町内児童が白糠への訪問となります。

月1定例の校長会が16日、教頭会が18日となっており、定例教育委員会につきましては23日、和琴小学校での移動教育委員会となっております。

給食メニューは、摩周和牛のビーフシチューとなっております。

以上が管理課からのお知らせとなります。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。

来月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で、6月23日（火）に和琴小学校での移動教育委員会ということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？時間は10時となっております。

各委員：はい

岩原教育長：その次の、第7回定例教育委員会につきましては、7月28日（火）を予定しております。来月、再度確認したいと思います。日程を予定しておいてください。よろしいでしょうか？

各委員：はい

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和8年 第5回 定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 宮田 昇子